

千葉市再犯防止推進計画（概要）

令和4（2022）～8（2026）年度

令和5年1月



目次

はじめに	・ ・ ・ ・ ・	P 2
第 1 章	計画の策定にあたって	・ ・ ・ ・ ・ P 8
第 2 章	再犯防止を取り巻く状況	・ ・ ・ ・ ・ P 13
第 3 章	施策の推進	・ ・ ・ ・ ・ P 18
第 4 章	計画の推進に向けて	・ ・ ・ ・ ・ P 23

はじめに

1 はじめに

再犯防止推進計画とは？

国や民間団体等と連携して必要な取組を推進することで、犯罪をした人等が地域社会の一員として円滑に社会復帰し、また、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現するための計画です。

2 計画の策定体制

(1) 千葉県再犯防止推進計画の策定に向けた連絡協議会

刑事司法機関や犯罪をした人等への支援に関わりのある民間団体などを中心とした協議会を設置し、計画案等について協議。

(2) 千葉県社会福祉審議会地域福祉専門分科会（附属機関）

社会福祉事業者や学識経験者などで構成し、地域福祉に関する事項を専門に扱う千葉市の附属機関。

(1) の協議会における協議を経たうえで、計画案について (2) の分科会で審議

3 千葉市再犯防止推進計画の策定に向けた連絡協議会

千葉市再犯防止推進計画を策定するため、千葉市再犯防止推進計画の策定に向けた連絡協議会を置く。

<所管事務>

- (1) 千葉市再犯防止推進計画の策定に関すること
- (2) その他、連絡協議会の目的達成のため必要な事項

【構成団体】

- ・ 千葉県婦性会
- ・ 千葉市保護司会連絡協議会
- ・ 千葉市更生保護女性会連絡協議会
- ・ 千葉県弁護士会
- ・ 千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会
- ・ 千葉県地域生活定着支援センター
- ・ 千葉市社会福祉協議会
- ・ 千葉保護観察所
- ・ 千葉地方検察庁
- ・ 東京矯正管区
- ・ 千葉少年鑑別所
- ・ 八街少年院
- ・ 千葉刑務所
- ・ 千葉公共職業安定所
- ・ 千葉県警察本部
- ・ 地域福祉課（事務局）

4 計画の体系

第1章 計画の策定にあたって

→ 計画策定の趣旨、計画の位置づけなど計画の策定の基本となる内容を紹介

第2章 再犯防止を取り巻く状況

→ 犯罪の発生状況、刑務所等出所時の状況、更生保護にかかわる人たちを取り巻く状況、再犯防止にかかる市民の意識調査など、様々な視点から見た犯罪に係る情報を紹介

第3章 施策の推進

→ 再犯防止の推進に向けた市の取組を紹介 [次ページ参照](#)

第4章 計画の推進に向けて

→ 計画策定後の推進体制を紹介

資料編

→ 相談窓口一覧、本計画に係る用語集等を紹介

再犯防止の推進に向けた市の取組

第3章 施策の推進

1 犯罪をした人等の社会復帰に向けた包括的な支援体制の構築

2 個別課題の解決に向けた取組
(6つの取組：44事業)

取組1 就労・住居の確保のための取組 【就労：5事業】 【住居：8事業】

取組2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組 【9事業】

取組3 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組 【5事業】

取組4 犯罪をした人等の特性に応じた支援等のための取組 【7事業】

取組5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組 【9事業】

取組6 国・民間団体等との連携を強化するための取組 【1事業】

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

- (1) 全国の刑法犯の認知件数は年々減少傾向だが、令和2年における再犯者の割合は昭和47年以降最も高くなった。
- (2) 犯罪をした人等の中には、安定した仕事や住居が確保できずに矯正施設を出所する人、薬物等への依存のある人、高齢や障害により支援を必要とする人など、地域の中で生活する上で様々な課題を抱えている場合が多く見受けられる。
- (3) 犯罪をした人等が再び犯罪をするのを防ぐためには、地域で孤立させない「息の長い」支援を、国、地方公共団体、民間の団体等が緊密に連携協力して行うことが重要である。
- (4) 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）が制定、施行され、再犯の防止等に関する施策を実施等する責務が国だけでなく、地方公共団体にもあることが明記された。



千葉市再犯防止推進計画を策定

- ・ 犯罪をした人等が、地域社会の一員として生活できるための円滑な社会復帰を支援し、安全で安心して暮らせる社会を実現

2 計画の位置づけ

- 再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として策定
- 「千葉市基本構想」及び「千葉市基本計画」の理念や将来像との整合を図るとともに、関連する個別部門計画とも連携

3 計画期間

- 令和4(2022)年度から令和8(2026)年度まで

4 支援対象者

- 再犯防止推進法第2条第1項の規定に基づく「犯罪をした人等（犯罪をした人又は非行少年若しくは非行少年であった人をいう。）」

対象者

矯正施設に収容
されている人

保護観察対象者

満期釈放者

微罪処分となった人

起訴を猶予された人

罰金・科料となった人

刑の全部の執行を
猶予された人

5 基本方針

1

犯罪をした人等も地域社会の一員として孤立することなく、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるよう、市民に身近な行政機関として、再犯の防止等に関する取組を推進する。

2

国・県等の関係機関や民間の団体等との緊密な連携協力を確保し、あらゆる人と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて取り組む。

3

国・県等との適切な役割分担を踏まえて、必要な支援を切れ目なく実施することにより、再犯の防止につなげる。

4

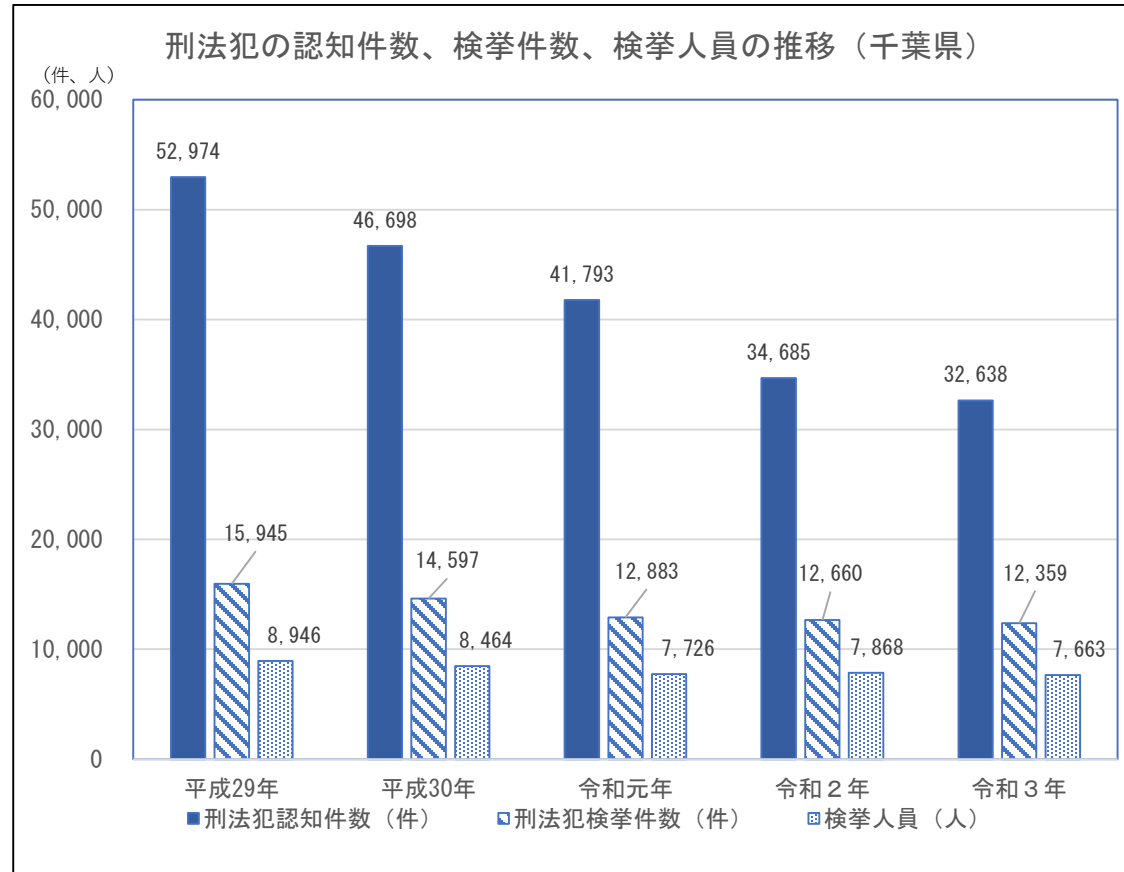
再犯の防止等に関する取組は、犯罪被害者等の存在を十分に認識して行う。

第2章 再犯防止を取り巻く状況

1 犯罪の発生状況

(1) 刑法犯の認知件数、検挙件数、検挙人員の推移

千葉県は刑法犯認知件数は年々減少傾向にある。

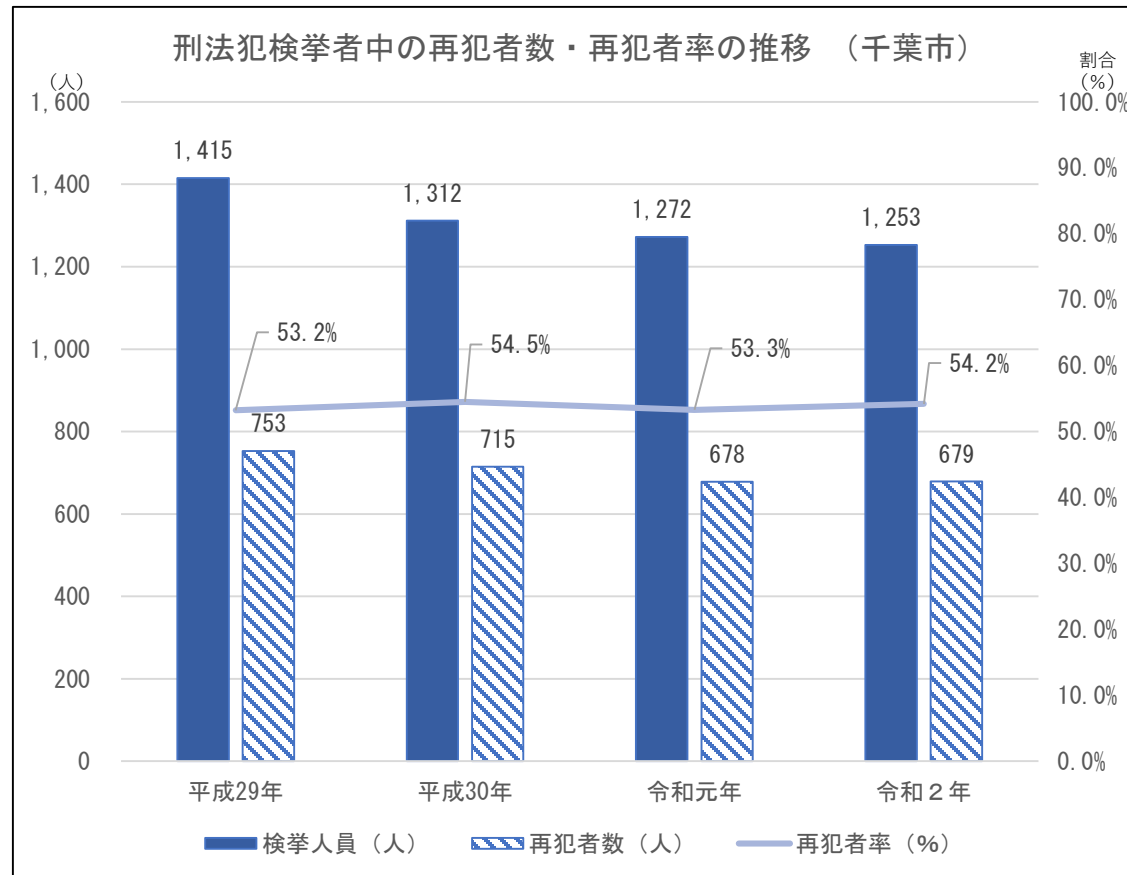


出典：千葉県警察HP

1 犯罪の発生状況

(2) 刑法犯の検挙者中の再犯者人員、再犯者率の推移

市内の刑法犯における検挙人員及び再犯者人員*は減少傾向にあるものの、再犯者の割合は、5割以上を推移している。



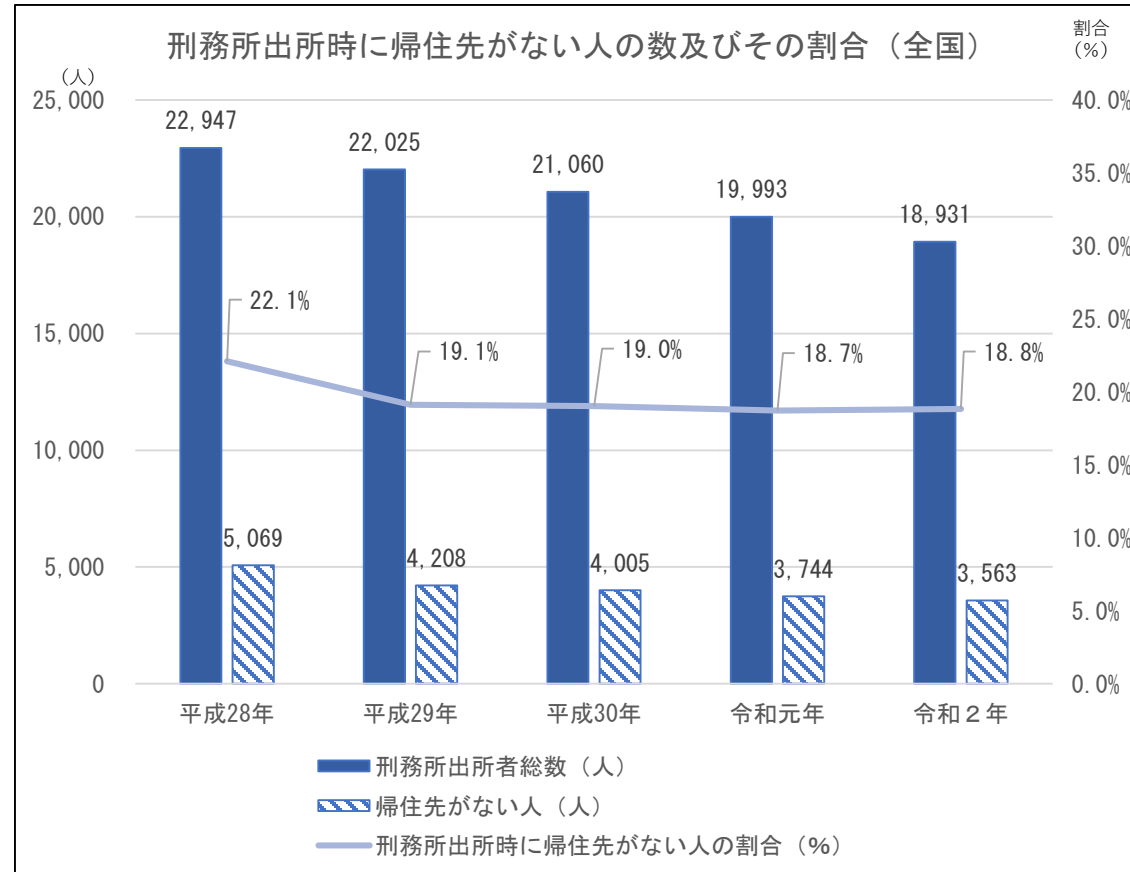
※市内の刑法犯における検挙人員及び再犯者人員
このグラフは、千葉市内の警察署の20歳未満を除く検挙人員及び再犯者
人員の統計データに基づき作成

出典：東京矯正管区提供データ

3 刑務所等の出所時における動向

(1) 刑務所出所時に帰住先がない人の数及びその割合

刑務所を出所した人のうち、全国では約20%の人が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所している。

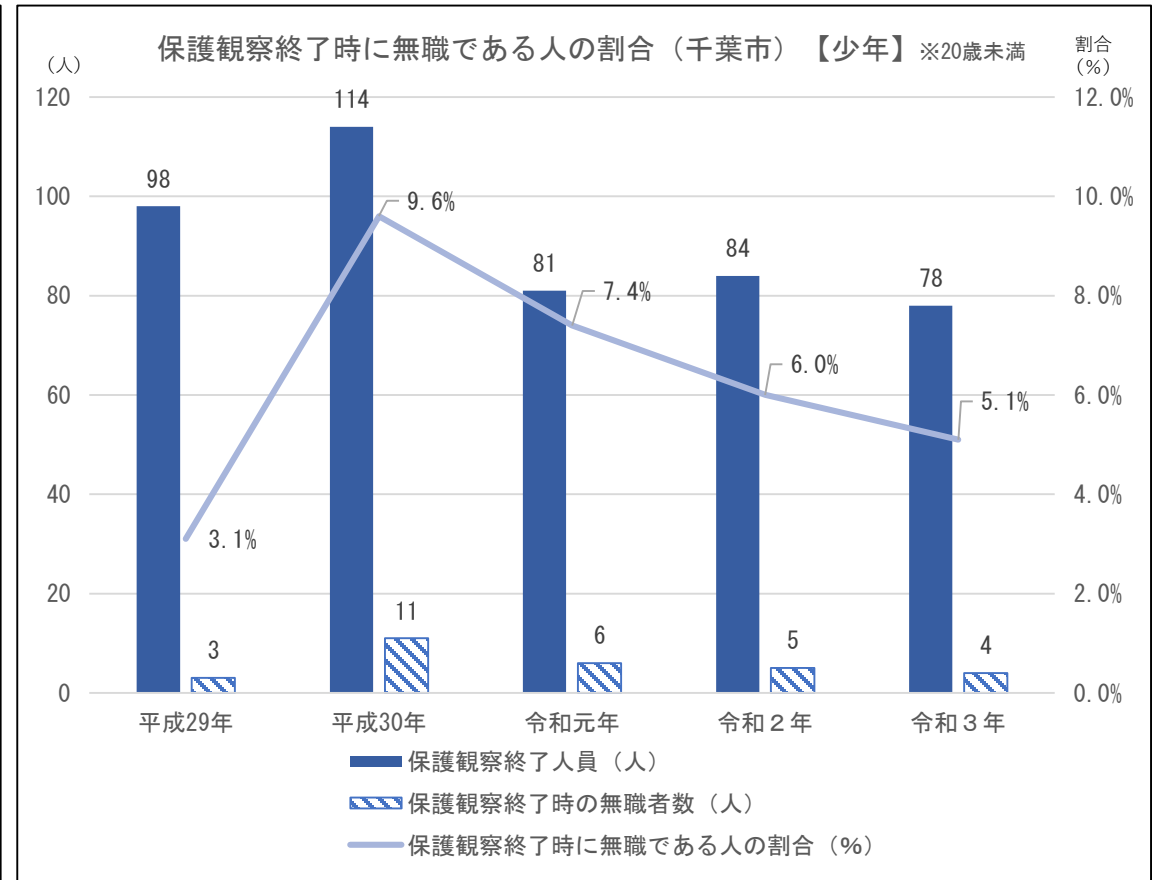
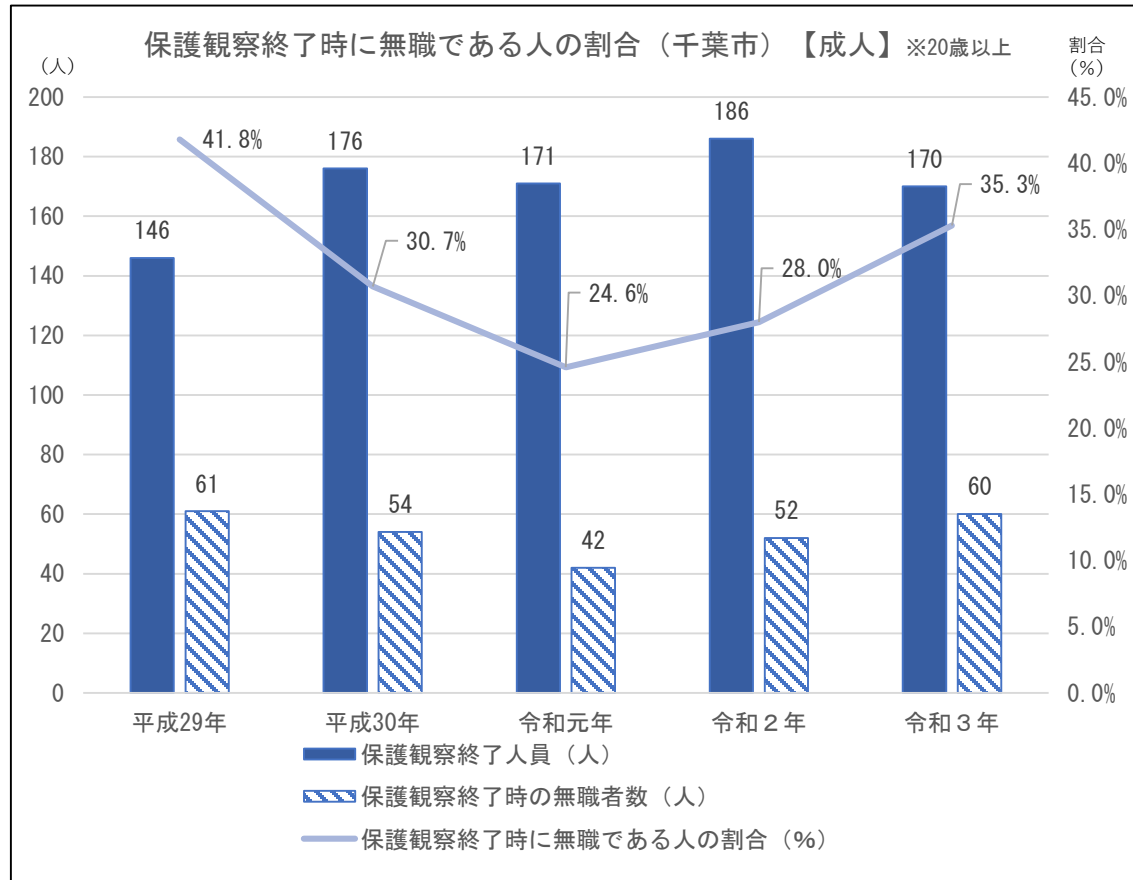


出典：矯正統計年報

3 刑務所等の出所時における動向

(2) 保護観察終了時に無職である人の数及びその割合（成人・少年）

千葉市内における保護観察終了時に無職である人の割合について、令和3年においては、保護観察終了人員のうち、成人は約35%となっており、また少年は、約5%となっている。



出典：千葉保護観察所提供データ

第3章 施策の推進

1 犯罪をした人等の社会復帰に向けた包括的な支援体制の構築

重層的支援体制整備事業の全体像

【厚生労働省資料より】

I 相談支援

包括的な 相談支援の体制

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

II 参加支援

- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応

就労支援

見守り等居住支援

III 地域づくりに向けた支援

住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

重層的支援体制整備事業の効果

- ◆「相談支援」を入口として、出口の専門的支援である「参加支援」につなげる。
- ◆「地域づくりに向けた支援」の推進により、地域の中で人と人との多様なつながりが作られる。
- ◆地域住民の気づきが生まれやすくなり、「相談支援」へ早期につながりやすくなる。

重層的・包括的相談
支援体制の構築

安定した地域
生活を送ること
ができるよう
に支援

◎千葉県地域生活定着促進事業や、千葉県再犯防止推進計画の『犯罪をした人等に対する切れ目のない生活支援の推進』と連動

◎千葉県地域生活定着支援センター、中核地域生活支援センター等と連携

2 個別課題の解決に向けた取組

取組1 就労・住居の確保のための取組

主な取組事業

就労の確保のための取組

- 生活自立・仕事相談センターの活用
- 保護司会との就労支援協定に基づく市役所における就労支援
- ふるさとハローワークの活用

住居の確保のための取組

- 住居確保給付金の活用
- 千葉市民間賃貸住宅入居支援制度の周知
- すまいのコンシェルジュの周知・活用

取組2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

主な取組事業

- 生活保護制度による支援
- 重層的・包括的相談支援体制の構築
- あんしんケアセンターの活用
- 障害者基幹相談支援センターの活用

取組3 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組

主な取組事業

- 非行防止にかかる事業
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を通じた支援

取組 4 犯罪をした人等の特性に応じた支援等のための取組

主な取組事業

- あんしんケアセンターの活用
- 千葉県発達障害者支援センターの活用
- 障害者基幹相談支援センターの活用
- 依存症者等への支援

取組 5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組

主な取組事業

- 更生保護関係団体への支援
- 更生保護サポートセンターの設置支援
- “社会を明るくする運動”の周知
- 非行防止にかかる広報・啓発活動

取組 6 国・民間団体等との連携を強化するための取組

主な取組事業

- 関係機関・団体との連携

第4章 計画の推進に向けて

1 計画策定の効果～つなぐ意識の醸成

再犯防止推進法の施行前

再犯防止の取組は主に刑事司法機関や犯罪をした人等を支援する民間団体が中心となり実施



再犯防止推進法の施行

地方公共団体の果たす役割の重要性が注目される



千葉市における再犯防止の取組の検討に着手

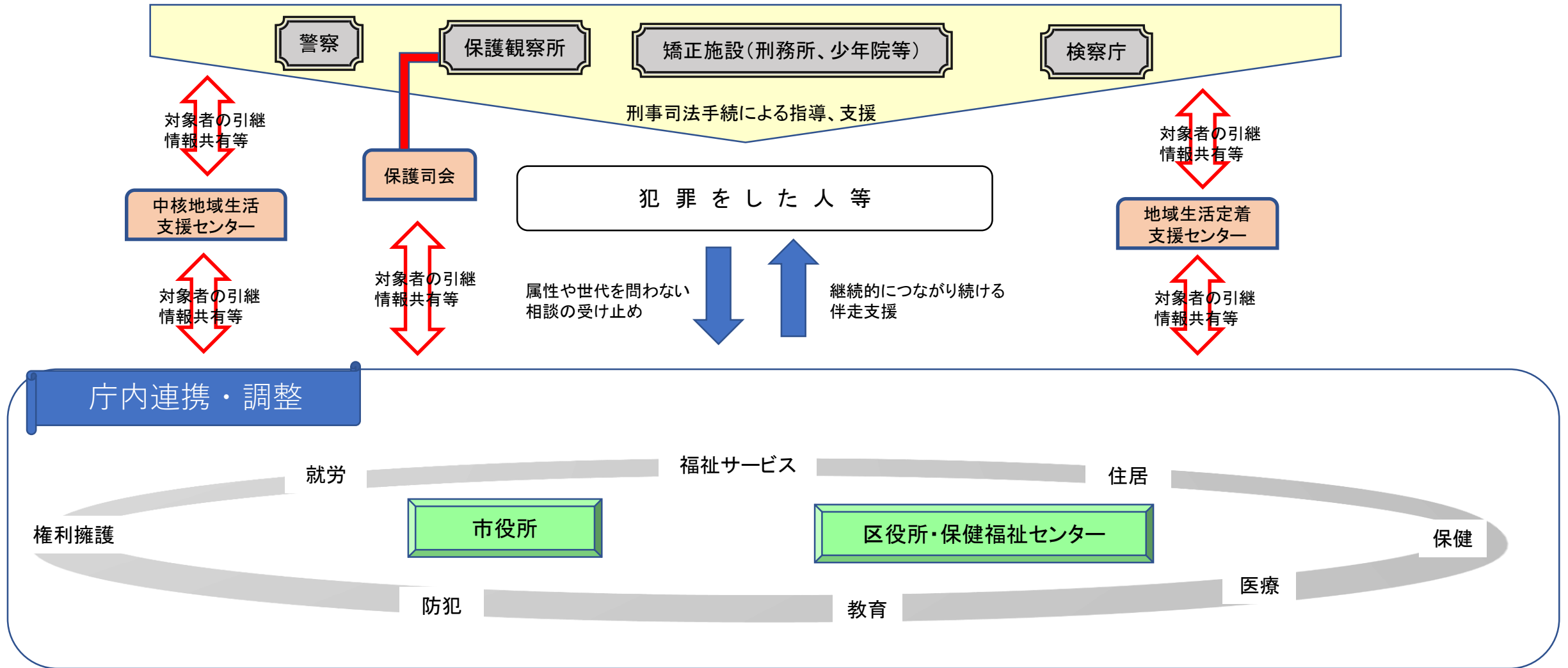


- ・再犯防止を推進するという意識を持つことの必要性
- ・市の各種サービスや事業等の申請手続きにたどり着くことの難しさ

千葉市再犯防止推進計画の策定

- ◆従前から市が提供する各種サービスや事業等が再犯防止につながっていることの意識づけ
- ◆支援を必要とする犯罪をした人等を**支援に「つなぐ」ことの意識づけ**

2 計画の推進体制 ～重層的・包括的相談支援体制の構築



2 計画の推進体制 ～ネットワーク会議の活用

3 計画の評価

千葉市再犯防止にかかるネットワーク会議のイメージ

〈目的〉

- 1 再犯防止に係る知見やノウハウの蓄積
- 2 関係機関相互の連携強化

〈協議事項〉

- 1 市の再犯防止にかかる取組の進捗状況の報告
- 2 効果的と考えられる取組の検討
- 3 再犯防止に関する関係機関との意見交換・情報共有
- 4 支援対象者における支援事例の報告、意見交換

国・県

刑務所・少年院
保護観察所
少年鑑別所
検察庁
公共職業安定所
警察

関係団体

更生保護団体
相談支援機関
中核地域生活支援センター
地域生活定着支援センター
弁護士会
社会福祉協議会

千葉市
(地域福祉課)

・必要に応じて会議に参加
・会議において、伝えたい事項の伝達

・会議への参加依頼
・庁内関係課へ情報共有

健康福祉
医療衛生
就労
セーフティネット
学校教育
高齢・障害
子ども・若者
住宅
地域づくり

計画の評価

千葉市社会福祉審議会
地域福祉専門分科会

- ・計画の進捗確認
- ・総合的評価

- ・計画の進捗報告
- ・ネットワーク会議の報告